

## ○ 青森県県土整備部工事施行事務取扱要領

平成2年4月1日青監第5号  
平成28年5月18日青監第121号（最終改正）

### （趣旨）

第1条 この要領は、県土整備部における工事（建設業法（昭和24年法律100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の施行に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。  
(発注の見通しの公表)

第1条の2 公所の長（青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号。以下「事務委任規則」という。）の規定により工事の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。以下同じ。）は、当該年度に発注することが見込まれる予定価格が250万円以上の工事の名称、場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法並びに入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）（以下「発注の見通し」という。）について、毎年4月30日、7月1日、10月1日及び1月1日（補正予算に係る工事その他特別の事情のある工事にあっては、別に定める日）（以下「公表期日」という。）までに、工事発注見通し一覧表（第1号様式）により公表するものとする。ただし、公表期日において既に公表した発注の見通しについては、この限りではない。

- 2 公所の長は、前項により公表した発注の見通しに変更が生じた場合は、公表期日（4月30日を除く。）までに、工事発注見通し変更一覧表（第1号様式の2）により公表するものとする。この場合において、公表する発注の見通しは、公表する日以後に入札及び随意契約を行うものに限るものとする。
- 3 前2項の公表は、工事発注見通し一覧表及び工事発注見通し変更一覧表の記載事項を県のホームページに記載して、又は当該工事発注見通し一覧表等を閲覧に供して行うものとし、その期間は、公表する日の属する年度の3月31日までとする。

### 第1条の3 削除

#### （入札参加業者の選定等）

第2条 公所の長は、条件付き一般競争入札（青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領（平成20年6月9日付け青監第224号。以下「条件付き一般競争入札事務取扱要領」という。）第2条第1号に規定する条件付き一般競争入札をいう。以下同じ。）、指名競争入札及び随意契約を行う場合の建設業者の選定及び参加資格の決定（指名業者選定調書（第1号様式の3）及び条件付き一般競争入札事務取扱要領第5条第2項に規定する条件付き一般競争入札参加資格設定内申書（以下「条件付き一般競争入札参加資格設定内申書」という。）の作成を含む。）に当たっては、青森県県土整備部建設工事入札参加者等選定要領（平成2年4月1日付け青監第3号。以下「選定要領」という。）第36条第1項に規定する青森県県土整備部公所建設業者等選定委員会の審査に付し、選定要領の規定に従い、厳正かつ公正に行うものとする。

- 2 公所の長は、設計、積算に当たっては、慎重かつ厳正を行い、チェックシステムが十分機能するよう努めるものとする。

#### （主務課長に対する設計図書の送付）

第3条 公所の長は、1件の請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）が1億円以上の工事の設計図書を作成したときは、当該工事に係る事務を所掌する課の長（以下「主務課長」という。）に設計図書送付同（第2号様式）により、当該設計図書を2部送付するものとする。この場合において、当該設計図書には、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書を封印の上添付するものとする。

- 2 前項の規定による設計図書等の送付に際しては、これらを書類袋に入れ、担当課長等が押印するものとする。

#### （設計図書の内容の審査調整等）

第4条 主務課長は、前条第1項の規定により送付された設計図書等についてその内容を審査調整し、請負工事設計額に応じ、請負工事施行同（第3号様式）により決裁を得るものとする。

第5条 削除

(予定価格調書)

第6条 主務課長は、予定価格調書（第4号様式）に予定価格等を記載し、第4条の請負工事施行伺に添付するものとする。

2 前条の予定価格については、歩切り（請負工事設計額の一部を不当に控除して予定価格を作成することをいう。）により、建設業法第19条の3（工事を実行するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の禁止）の規定に反することのないように適正に決定するものとする。

(契約内容等についての審査調整)

第7条 主務課長は、第4条の規定による請負工事施行伺の決裁に際しては、監理課長に合議するものとする。

2 監理課長は、前項の規定により合議を受けたときは、契約の内容、入札参加資格等について審査調整するものとする。

(入札参加資格等の審査)

第8条 監理課長は、前条第1項の規定により合議を受けたときは、指名委員会（選定要領第25条に規定する青森県県土整備部建設業者指名委員会をいう。以下同じ。）委員長に対し、審査を依頼するものとする。

2 1件の請負工事設計額が2億円以上の工事については、指名委員会の審査を経た後、監理課長は、入札参加要件を設定しようとするときにあっては青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成11年7月19日付け青監第611号）第19条に規定する青森県建設業者一般競争入札参加資格審議会の会長に対し、指名業者等を選定しようとするときにあっては青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成2年3月青森県訓令甲第11号）第6条に規定する青森県建設業者指名審査会の会長に対し、審査を依頼するものとする。

(請負工事施行伺の返却)

第9条 監理課長は、第4条の請負工事施行伺が決裁になったときは、当該請負工事施行伺を主務課長に返却するものとする。

(公所の長に対する設計図書の送付)

第10条 主務課長は、前条の規定により請負工事施行伺の返却を受けたときは、第4条の規定により審査調整した公所所掌の工事に係る設計図書を公所の長に送付するものとする。

2 前条の設計図書には、条件付き一般競争入札参加資格設定内申書及び予定価格調書を添付するものとする。

3 第3条第2項の規定は、前2項の規定による設計図書等の送付について準用する。この場合において、同条第2項中「担当課長等」とあるのは、「担当グループマネージャー等」と読み替えるものとする。

(公所の事務)

第11条 公所の長は、1件の請負工事設計額が1億円未満の工事にあっては第2条第1項の規定により選定等を行ったとき、1件の請負工事設計額が1億円以上の工事にあっては前条第1項の規定により設計図書の送付を受けたときは、速やかに、請負工事施行伺（第5号様式）により所定の事務を行うものとする。

2 前項の場合において、見積期間は、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に定めるところにより、工事の規模、内容等に応じ、適当な期間を設定するものとする。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 公所の長等は、歩掛、設計単価、設計金額、予定価格等について厳正な管理に努め、特に設計金

## 青森県国土整備部工事

### 施行事務取扱要領

---

額及び予定価格に係る機密の保持について留意するものとする。ただし、入札前に予定価格を公表して行う場合の予定価格については、この限りではない。

(設計図書等の縦覧)

第18条 公所の長は、入札の公告後又は入札指名通知後、速やかに、次に掲げる書類を縦覧に供するものとする。

(1) 契約書案

(2) 設計図書(図面、共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)

(入札工事の公表)

第19条 公所の長は、入札の公告後又は入札指名通知後、速やかに、入札工事一覧表(第8号様式)により入札に付そうとする工事の工事名等を公表するものとする。

2 前項の公表は、入札工事一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入札工事一覧表を閲覧に供して行うものとし、その期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

第19条の2 削除

(入札)

第20条 公所の長は、入札の執行に際しては、入札執行者及び立会者2名以上を指定するものとする。

2 入札執行者は、入札者が代理人により入札しようとするときは、入札前に委任状を提出させるものとする。

3 入札執行者は、入札締切時刻に遅れた者の入札を拒否するものとする。

4 入札執行者は、入札に参加しようとする者に対し、建設業法第27条の25に規定する経営状況分析の結果及び第27条の27に規定する経営規模等評価の結果に係る通知書又は第27条の29第1項に規定する総合評定値に係る通知書を提出させるものとし、当該入札に係る契約の締結予定日の1年7月前の日の当該者の直後の営業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていないと認めた者については、入札に参加させないものとする。

5 入札執行者は、開札の時までに、入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領(昭和60年6月1日青監第323号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、入札に参加させないものとする。

6 入札執行者は、入札参加者が1名のときは、入札を中止するものとする。ただし、条件付き一般競争入札の方法により入札を行う場合は、この限りでない。

7 公所の長等は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

8 契約担当者等は、入札の執行に当たり、入札参加者に入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・營繕工事等にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したもの)を提出させるものとする。

9 契約担当者等は、入札参加者が工事費内訳書を提出しないとき、又は入札参加者から提出された工事費内訳書の内容が著しく不適当なときは、その者のした入札を無効とするものとする。

(開札)

第21条 公所の長は、予定価格調書を封印の上、開札の際、開札場所に置くものとする。ただし、事前に予定価格を公表している場合は、封印を要しない。

2 入札執行者は、入札が完了したことを確認し、開札するものとする。この場合において、入札執行者は、入札者の面前で開札する旨を告げるものとする。

3 入札執行者は、開札したときは、2名の立会者に、それぞれ1回ずつ明瞭に、開封した入札書の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、これを入開札一覧表(第9号様式)に記載して、その順位及び落札者を決定するものとする。

4 入札執行者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を落札者に

通知するものとする。

(入札執行回数等)

第22条 入札執行回数は、原則として2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がないときは、公所の長は、予定価格と最低価格入札金額との差が少額で、随意契約ができると認められるときを除き、指名替え等を行うものとする。ただし、入札前に予定価格を公表している場合の入札執行回数は、1回を限度とするものとし、この限度内において落札者がないときは、公所の長は指名替え等を行うものとする。

2 指名を受けた建設業者が入札を辞退した場合においては、原則として、追加指名は行わないものとする。

(入札結果等の公表)

第23条 公所の長は、入札執行後、入開札一覧表により入札者名、その入札金額及び建設業者を指名した理由を公表するものとする。ただし、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）が250万円を超えない工事に係る建設業者を指名した理由については、この限りではない。

2 前項の公表は、入開札一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入開札一覧表を閲覧に供して行うものとし、その期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

第23条の2 削除

(請負契約の締結)

第24条 公所の長は、落札者が決定したときは決定の日から7日以内に、随意契約の相手方を決定したときは遅滞なく、工事請負契約締結同（第10号様式）により、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）別記第2の契約約款を標準として建設工事請負契約書（財務規則第96号様式）を取り交わすものとする。ただし、落札者からの書面による申出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りではない。

2 落札者は、前項の建設工事請負契約書を取り交わすときまでに、技術者配置状況表（第11号様式）を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、契約の締結について議会の議決を要する場合において議会の同意を得たときは、おおむね7日以内に、建設工事請負契約書を取り交わすものとする。

4 公所の長は、前項に規定する場合において必要があると認められるときは、議会の同意を得る前に、第1項の期間内に、前項の建設工事請負契約書に代えて、議会の同意があったときに契約の相手方に対する意思表示により本契約が締結される旨の建設工事請負仮契約書（財務規則第96号様式の2）を取り交わすことができる。この場合において、当該意思表示は、書面により行うものとする。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、落札の決定後、契約の締結までの間ににおいて、落札者が指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、契約を締結しないものとする。

(選定理由等の公表)

第24条の2 公所の長は、随意契約の締結後、見積一覧表により、契約の相手方を選定した理由及び予定価格を公表するものとする。ただし、予定価格が250万円を超えない工事に係る契約の相手方を選定した理由については、この限りではない。

2 前項の公表は、入開札一覧表又は見積一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入開札一覧表等を閲覧に供して行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

第24条の3 削除

(契約の内容の公表)

第24条の4 公所の長は、契約締結後、工事台帳（第12号様式）により、契約の相手方の商号又は名称及び住所並びに建設工事の名称、場所、種別及び概要並びに工事着手の時期並びに工事完成の時期並びに請負代金額（以下「契約の内容」という。）を公表するものとする。ただし、予定価格が250万円を超えない工事に係る契約の内容については、この限りでない。

## 青森県国土整備部工事 施行事務取扱要領

---

2 公所の長は、前項の規定により公表した契約について、請負代金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、工事台帳により変更後の工事の名称、場所、種別及び概要並びに工事着手の時期及び工事完成の時期並びに請負代金額並びに変更の理由を公表するものとする。

3 前2項の公表は、工事台帳の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該工事台帳を閲覧に供して行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

### (契約実績の公表)

第24条の5 監理課長は、四半期ごとに契約実績を集計し、総合契約実績一覧（第13号様式）により契約実績を公表するものとする。

2 前項の公表は、監理課の所定の場所で、3か月間、閲覧に供して行うものとする。

### (積算内訳の事後公表)

第24条の6 公所の長は、契約締結後、請負工事設計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の積算内訳を公表するものとする。ただし、予定価格が250万円未満の工事で随意契約によるものの積算内訳については、この限りでない。

2 前項の積算内訳の公表は、工事区分、工種及び種別等について、それぞれの単位、数量及び金額等を記載した資料を公表することにより行うものとし、その期間は、10日間とする。

第25条 削除

第26条 削除

第26条の2 削除

### (施工体制台帳および施工体系図)

第27条 公所の長は、監督員等による下請施工の有無等の実態の把握に努め、施工体制台帳及び施工体系図を提出しないで下請負に付していると認めるときは、契約の相手方に対して適正な措置を採るように指導するものとする。

2 公所の長は、施工体制台帳の提出件数等を、建設工事管理システムへの入力により、監理課長に報告するものとする。

### (土地物件の取得等)

第28条 公所の長は、工事に関し必要な土地その他の物件について所有権、地上権その他の権利を取得した後でなければ、当該工事を施行しないものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合において当該権利者から工事起工の同意を得たときは、この限りではない。

2 公所の長は、工事の施行により、漁業権、水利権、鉱業権その他の権利を侵害するおそれのある場合は、工事施行前にあらかじめ当該権利者から工事起工の同意を得るものとする。

3 前2項の規定により用地等の権利を有する者から工事の起工に関し同意を得たときは、工事の請負契約に係る仕様書等に用地等の確保の時期等を明らかにするものとする。

### (工事の記録管理)

第29条 公所の長は、請負契約を締結した工事について、工事台帳により所要の記録管理を行うものとする。

第30条 削除

### (設計変更の承認)

第31条 公所の長は、次の各号のいずれかに該当する工事に係る設計変更については、事務委任規則の規定により、事前に知事の承認を受けるものとし、その申請は、設計変更承認申請同（第14号様式）により行うものとする。

(1) 当該契約予定価格又は設計変更後の請負工事設計額が5億円以上の工事

(2) 当該契約予定価格が1億円以上5億円未満の工事で、設計変更により当初請負工事設計額の20パーセント以上の額又は、4,000万円以上の請負工事設計額の増減を伴うもの

(3) 初期契約予定価格が1億円未満の工事で、設計変更後の請負工事設計額が1億2千万円以上のもの

2 主務課長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、設計変更承認同（第15号様式）により承認の手続きを行うものとする。

青森県県土整備部工事  
施行事務取扱要領

---

- 3 公所の長は、前項の規定により承認の通知を受けたときは、速やかに、契約変更同（第16号様式）により変更契約の締結の事務を行うものとする。

（監理課長への協議等）

第32条 公所の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、監理課長に協議するものとする。ただし、第1号に該当する場合であって、経営不振等による請負業者からの申出がその理由であるときは、監理課長への報告をもって当該協議にかかるものとする。

- (1) 契約を解除する必要が生じたとき。  
(2) 権利又は義務の譲渡又は承継につき承諾しようとするとき。

第33条 削除

附 則

- 1 この要領は、平成2年4月1日から施行する。  
2 この要領の施行前に調整した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月9日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月6日から施行する。  
2 改正後の青森県県土整備部工事施工事務取扱要領の規定は、平成25年10月1日以後に締結する工事の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する工事の請負契約であっても、平成26年3月31日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。  
2 改正後の青森県県土整備部工事施工事務取扱要領の規定は、平成28年6月1日以後に指名通知又は入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

第1号様式(第1条の2、第1条の3関係)

表覽一通見注發事工

部課・公所名

注1 「概要」の欄には、当該工事の規模、構造、形式、工法等を簡潔に記載すること。

用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第1号様式の2(第1条の2、第1条の3関係)

工事発注見注更変通見一覽表

音譜・公所名

注1 「概要」の欄は、当該工事の規模、構造、形式、工法等を簡潔に記載すること。

2 変更のあつた部分に下線を引くこと。

用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

## 青森県国土整備部工事 施行事務取扱要領

### 第1号様式の3(第2条関係)

## 指名業者選定調書

※ その他入札条件等

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3縦長とする。

第2号様式(第3条関係)

(※起案用紙甲及び起案理由は、略)

(案の1)

第 号  
年 月 日

殿

地域県民局長

### 設計図書送付書

下記工事に係る設計図書を2部別冊のとおり送付します。

記

年 度	年度	事 業 区 分	公 縦	共 単	事 業
工 事 番 号		路 線 、 河 川 、 港 湾 等 名			
工 事 名					
工 事 場 所	郡 市	町 村	大 字	字	
工 期			年 月 日		
契 約 の 方 法	条件付き一般競争入札・随意契約				
設 定 資 格 要 件	別添条件付き一般競争入札参加資格設定内申書のとおり				
用 地 取 得 状 況					
備 考					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県国土整備部工事  
施行事務取扱要領

---

第3号様式(第4条関係)

(※起案用紙甲及び起案理由は、略)

(案の1)

第 号  
年 月  
日

殿

課長

請負工事の施行について（通知）

下記の工事については次のとおり決定したので、入札、契約等の事務について遺漏のないよう執行してください。

記

1. 工事名等

- (1) 事業区分 公共・県単事業
- (2) 工事番号 第 号
- (3) 工事名
- (4) 工事場所

2. 決定事項

- (1) 契約の方法 条件付き一般競争入札・随意契約
- (2) 予定価格 別添予定価格調書のとおり
- (3) 低入札価格調査基準価格 別添予定価格調書のとおり
- (4) 設定資格要件 別添条件付き一般競争入札参加資格設定内申書のとおり

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式(第6条、第10条、第21条関係)

県土整備部長	県土整備部次長	課(室)長

### 予 定 價 格 調 書

予 定 價 格	入札書比較価格																	
	[予定価格の $\frac{100}{108}$ ]																	
	億	千	百	十	万	千	百	十	円	億	千	百	十	万	千	百	十	円

最 低 制 限 價 格	入札書比較価格																	
	[最低制限価格の $\frac{100}{108}$ ]																	
	億	千	百	十	万	千	百	十	円	億	千	百	十	万	千	百	十	円

工 事 番 号	第	号
工 事 名		工 事
設 計 項	額	¥

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県国土整備部工事  
施行事務取扱要領

第5号様式(第11条関係)

(※起案用紙甲及び起案理由は、略)

(案の1)

第 号  
年 月 日  
殿

地域県民局長

請負工事に係る指名競争入札（電子入札）の執行について（通知）

下記の工事について、貴社（殿）を指名しましたので、入札に参加してください。

なお、本件入札を希望しない場合は、参加しないことができますが、その場合は入札辞退届を提出してください。

また、本件入札に参加する場合は、最新の経営状況分析結果及び経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書を提出してください。

記

- 1 工事番号 第号  
2 工事名 (工事、級工事相当)  
3 工事場所  
4 工期 年月日 (契約書取交わしの日から 日間)  
5 予定価格 (消費税込み) 円  
6 設計図書及び契約書案の縦覧、現場説明、電子入札期間並びに入札執行の日時及び場所  
(1) 設計図書及び契約書案の縦覧  
〔ア 日時 年月日から 年月日まで  
イ 場所 (事務所)  
(電子ファイル) 青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>  
(2) 現場説明  
〔ア 日時 年月日 午前・午後 時 分  
イ 場所  
(3) 電子入札期間  
〔ア 開始 年月日 午前・午後 時 分  
イ 締切 年月日 午前・午後 時 分  
(4) 入札執行（開札）  
〔ア 日時 年月日 午前・午後 時 分  
イ 場所 (事務所)  
7 入札執行回数 原則として(1・2)回を限度とする。  
8 保証金  
(1) 入札保証金 免除する。（青森県財務規則第132条第1項第2号）  
(2) 契約保証金  
ア 契約金額の10分の1（契約金額が500万円を超えない場合にあっては、100分の5）以上の  
契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。  
(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。  
(ウ) 請負代金額が 500 万円以下であって、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成 13 年 10 月 1 日付け青監第 888 号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の 10 分の 3 以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、契約金額の 10 分の 3 以上に相当する額について、アの(ウ)又は(イ)のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

#### 9 最低制限価格 有・無(低入札価格調査制度)

なお、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

#### 10 入札条件

- (1) 青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 経営事項審査を契約締結予定日（年月日）の 1 年 7 月前の日（年月日）の直後の貴社（殿）の営業年度終了の日以降に受けていない場合は、入札に参加させないこととする。
- (3) 入札参加者が 1 名のときは、入札を行わないこととする。
- (4) 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。
- (5) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・營繕工事等にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したもの）を、電子入札システムを使用して提出すること。
- (6) 入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領（昭和 60 年 6 月 1 日付け青監第 323 号）に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第 9 号から第 15 号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、開札前にあっては、入札に参加させないこととし、落札決定から契約締結までの間にあっては、契約を締結しないこととする。

#### 11 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額又は電子入札にあっては入札金額として記録された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載し、又は電子入札にあっては入力すること。
- (2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。ただし、電子入札をする場合は入力を要しない。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

#### 12 青森県電子入札ホームページ [http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/e-nst\\_index.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/e-nst_index.html)

#### 13 その他

- (1) 中間前金払と部分払の選択  
請負代金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 150 日を越える工事については、請負者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (2) 本件入札は電子入札で行うものであり、入札手続等については、青森県建設工事等電子入札運用基準（平成 18 年 9 月 1 日付け青監第 374 号）によるものとする。なお、電子入札システムでの入札手続等が困難な場合は、事務所長の承諾を得て、入札書による入札をすることができる。

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

2 2 中の工事等級（ 級工事相当）は、最低制限価格を設定した場合に記載する。

3 入札書による入札の場合は、\_\_の部分を削り、6 中（4）を（3）とし、13 を 12 とすること。

青森県国土整備部工事  
施行事務取扱要領

(その2 隨意契約による場合)

(案の1)

第 年 月 日 号

殿

地域県民局長

請負工事に係る見積書の徴取について（通知）

下記の工事について、貴社（殿）から見積書を徴取したいので、見積りに参加してください。  
なお、都合により本件見積りに参加することができないときは、あらかじめ、見積辞退届を提出してください。また、見積書徴取日には、最新の経営状況分析結果及び経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書を持参してください。

記

- 1 工事番号 第号
- 2 工事名 (工事)
- 3 工事場所
- 4 工期 年月日 (契約書取交わしの日から 日間)
- 5 設計図書及び契約書案の縦覧、現場説明並びに見積書徴取の日時及び場所
- (1) 設計図書及び契約書案の縦覧
- 〔ア 日時 年月日から 年月日まで  
イ 場所 (事務所)  
(電子ファイル) 青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>
- (2) 現場説明
- 〔ア 日時 年月日 午前・午後 時 分  
イ 場所
- (3) 見積書の徴取
- 〔ア 日時 年月日 午前・午後 時 分  
イ 場所 (事務所)
- 6 契約保証金
- 契約額の10分の1（契約額が500万円を超えない場合にあっては、100分の5）以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。
- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- ウ 請負契約額が500万円以下であって、過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 7 見積参加条件
- (1) 経営事項審査を契約締結予定日（年月日）の1年7月前の日（年月日）の直後の貴社（殿）の営業年度終了の日以降に受けていない場合は、見積りに参加させないこととする。
- (2) 契約者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。
- 8 見積書記載金額等

(1) 契約の相手方決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 見積額は、この見積書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

## 9 その他

### (1) 中間前金払と部分払の選択

請負代金額が 1,000 万円以上で、かつ、工期が 150 日を越える工事については、請負者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

## 青森県県土整備部工事

## 施行事務取扱要領

第8号様式(第19条関係)

入札工事一覧表		入札執行日	事務所名	入札執行者				
番号	工事番号	工事名			契約区分			
		施工場所			予定価格			
		落札業者			契約金額			
1		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
2		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
3		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
4		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
5		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
6		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
7		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
8		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
9		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
10		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		
11		工事名				契約区分		
		施工場所				予定価格		
		落札業者				契約金額		

注1 契約区分欄には、一般競争、指名競争の入札別を記載する。

2 予定価格及び契約金額については、消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

3 契約金額及び落札業者名については、落札者決定後記載する。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A3横長とする。

青森県土整備部工事  
施行事務取扱要領

## 第9号様式（第21条、第23条、第24条の2関係）

注1 入札金額は、入札書記載金額の欄に記入された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

- 2 最低制限価格未満の入札金額を記入した入札者がいる場合は、備考の欄に「最低制限価格未満」と記入すること。また低入札価格調査制度により最低価格入札者以外の者を落札者とした場合は、備考の欄に最低価格入札者が落札者とならなかつた理由を記入すること。
  - 3 一般競争入札を行った場合に当該入札に参加させなかつた者がいるときは、その者の商号又は名称及びその者を参加させなかつた理由を適宜記入すること。
  - 4 建設関連業務に関しては、指名理由（随契理由）の欄を設けないこと。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県国土整備部工事  
施行事務取扱要領

---

第10号様式(第24条関係)

(※起案用紙甲及び起案理由は、略)

(案の1)

第 号  
年 月 日

殿

地域県民局長

工事請負契約の締結について (通知)

下記の工事について、別紙のとおり工事請負契約を締結しましたから、工期内にしゅん功させてください。

なお、下記工事に係る総額100万円以上の下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を提出してください。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 監督員職氏名

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

技术者配置状况概况表

第11号様式(第24条関係)

- 1 指揮者氏名は、上表を作成する時点で雇用契約にある技術者全員について記入すること。
  - 2 一人の技術者が複数の工事を担当する場合は、開始月日が早い順にまとめて記入すること。
  - 3 工期中に技術者の変更があった場合は、前担当者の欄を2本線で消し、備考欄に変更月日と変更後の担当者名を記入するとともに、新担当者の欄に必要事項を記入すること。
  - 4 県(公社等含む。)発注工事は、全て記入。また、国(公団等含む。)及び市町村工事については3,500万円以上の工事について記入すること。
  - 5 建設業法では、3,500万円以上の工事(建築一式工事は7,000万円以上)についてのみ「専任」を義務づけている。

## 青森県国土整備部工事

## 施行事務取扱要領

工事名 :	
工事場所 :	
発注業種 :	工事等級 :
請負業者 :	
目 :	債務負担 :
細目 :	
支払限度額 :	

契約状況 (契約方法は )

工期開始日 :

区分	設計額 (円)	契約額 (円)	契約累計額 (円)	契約日	工期終了日
当初					
変更 1					
	変更の理由				
変更 2					
	変更の理由				
変更 3					
	変更の理由				
変更 4					
	変更の理由				

支払状況

区分	支払金額 (円)	支払累計額 (円)	支払日	検査日	検査員氏名
前払金					
部分 1					
部分 2					
部分 3					
部分 4					
完成払					

(工事概要) L= m、 W= m

完成日

引渡日

考查点

入札予定価格

指名業者

許可番号	業者名	許可番号	業者名	許可番号	業者名

注1 要領第24条の規定に基づく公表を行うときは、支払状況及び考查点の欄は除くものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第13号様式(第24条の5関係)

＊＊＊ 総合契約実績一覧 ＊＊＊ (対象期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日)  
（平成 年 月 日）

地圖

許可番号

10 of 10

100

100

1

11

## 三 用紙の大

## 青森県県土整備部工事 施行事務取扱要領

注 用紙の大きさは、 $15 \times 11$ インチとする。

青森県国土整備部工事  
施行事務取扱要領

第14号様式(第31条関係)

(※起案用紙甲及び起案理由は、略)

(案の1)

第 号  
年 月 日

青森県知事 殿

地域県民局長

設計変更承認申請書

下記のとおり、変更の必要が生じたので、青森県事務委任規則第 の規定により承認をうけたく申請します。

記

年 度	年度	事 業 区 分		公 共 事 業 県 単	
工 事 番 号	第 号	路 線 、 河 川 港 湾 等 名			
工 事 名					
工 事 場 所	郡 市	町 村	大 字	字	
設 計 変 更 の 内 容 及 び 理 由	別添設計図書のとおり。				
変 更 金 額	実 施 設 計 額(A) 変 更 設 計 額(B)	変 更 設 計 増 減 額 (A)-(B)	当 初 請 負 金 額(C) 変 更 請 負 金 額(D)	変 更 請 負 増 減 額 (C)-(D)	
工 期	変 更 前				
	変 更 後				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県県土整備部工事  
施行事務取扱要領

---

第15号様式(第31条関係)

(※起案用紙甲及び起案理由は、略)

(案の1)

第  号  
年  月  日

殿

県土整備部長

設計変更承認通知書

年  月  日付け 第  号で申請のあつた 工事(工事番号第  号)に係る設計変更については、承認します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

---

第16号様式(第31条関係)

(※起案用紙甲及び起案理由は、略)

(案の1)

第  号  
年  月  日

殿

地域県民局長

変更契約の締結について(通知)

年  月  日締結した下記の請負契約について、別紙のとおり変更契約を締結しましたから、送付します。

記

1 工事番号 第  号  
2 工事名

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。